

われわれが四回原水爆禁止世界大会に集つた法律家は、核兵器の法的諸問題を討論した結果次の結論に到達した。

一、核兵器の使用は、カ一に無差別砲撃禁止の法理に違反し、カ二に毒を施した兵器の使用を禁止したハーグ陸戦法規カ二三条A項および窒息性、毒性又はその他のガスのみならず、すべての類似の液体、材料又は考案の使用を禁止した一九二五年のジュネーヴ議定書に違反し、カ三に不必要な苦痛を与える兵器を禁止したハーグ陸戦法規カ二三条E項およびすでに戦闘以外におかれた人々の苦痛を無益に増大しまた、その死を必然にする兵器の所用は人道に反することを規定した一八六八年のセントペテルスブルグ宣言に違反する。

というが三回原水爆禁止と軍縮のための世界大会に集つた法律

家の声明を再確認する。

更に、核兵器の使用は単に交戦国のみならず全人類に対しては
かり知れない且つ回復しえない害悪を与えるものであることに鑑
み、亦二次大戦後確立された人道に対する罪や集団殺害罪の如き
全人類に対する重大な犯罪を構成すると確信する。

そして、核兵器の絶体的禁止を實現するため適した有効な査
察管理制度の確立と、核兵器の製造、貯蔵の禁止と現に保有する
核兵器が廃棄されなければならぬと考える。

二、原水爆禁止は公海、信託統治地域におけると一國領土内に
おけるとを問わず、凡て国際法に違反するといふ昨年のカ三回大
会の結論を確認する。原水爆実験、大氣の汚染を通じて世界全人
類に対し害悪を及ぼすことは国際連合科学委員会の放射能の影響
に関する報告においても証明されている。これ以上実験を継続す
ることは人類に対する重大な罪悪を犯すことであるから直ちに契

験が停止されることを要求する。特にソビエト連邦が核実験の停止を宣言した現在、他の保有国も速かにこれに應じて核実験を停止すべきである。

以上の結論の上に立つてわれわれは

(イ) 国際連合を通じて原水爆の使用及び実験の違法性の問題に關して国際司法裁判所の勧告的意見を求めること。

(ロ) 本年開催される第十三回国連総会において、核兵器実験の即時かつ無条件停止を決議し、かつ核兵器保有国が核兵器使用禁止の協定を締結すべきであること。

(ハ) 全世界の各国政府が、二国間又は集团的に核武装を禁止する協定を締結すべきこと。

(ニ) 更に進んで国連及び関係諸国が有効な査察管理の制度を伴う核兵器の製造、貯蔵の禁止及び現に保有する核兵器の廃棄のための適切な措置をとるべきこと。

を要請する

一九五八年八月一七日

東京

水四回原水爆禁止世界大会法律家会議